

横浜市本場青果部市場取引委員会会議録

日 時	令和元年6月6日(木) 午後1時00分～午後2時30分
開催場所	横浜市中心卸売市場本場 3階研修室
出席者	三村委員・高力委員・福留委員・後藤委員・鈴木委員・石井委員(計6人)
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者1人)
議 題	(1) 横浜市中心卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて
決定事項	議題(1) 取引に関する規定の見直し方針について了承
説明事項 確認事項	議題(1) 取引に関する規定の見直し方針について事務局から説明の後、 審議
資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 委員名簿(資料1) 3 座席表(資料2) 4 横浜市中心卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直し(資料3) 5 前回(平成31年3月5日開催)資料及び議事録 6 改正卸売市場法及び規則抜粋

議 事

【開会】

市場担当理事から開会にあたってのあいさつ。

【議題：横浜市中央卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて】

卸売市場法の改正後も引き続き維持される規制及び削除された規制について、資料3により事務局から見直し方針を説明。今回の委員会で諮問し、水産物部・鳥卵部の市場取引委員会と併せて検討した後、答申することについて確認した。

＝質疑等＝

<取引参加者が遵守すべき事項(差別的取り扱いの禁止・受託拒否の禁止)について>

三村会長： 現行の規定を維持するという事で良いか。

一 同： 異議なし。

<第三者販売の禁止について>

三村会長： 第三者販売の禁止については中身が変わっているが、一つ、災害時の対応について反対意見はないという事で良いか。

一 同： 異議なし。

三村会長： 見直し方針①「卸売業者の卸売先は、現在の仲卸業者、売買参加者の他、卸売業者から取引予定者として事前に報告があった者とする」について意見・質問はあるか。

石井委員： 取引予定者を市に報告する際に、市は審査するのか？

事務局： 市が審査するという事ではない。「届出」というと厳格に基準を設けて市が審査するような印象であるため、表現を「報告」と改めた。基本的に、誰と取引をするか決めるのは卸売業者。市としては取引の相手方を把握するにとどまる。

石井委員： その資格がある者は、卸売業者との取引契約締結者と代金決済機構参加者ということか。

事務局： 基本的にはそうだ。それ以外にも、第三者について法律の規制がなくなるので、自由に取引できると言うのは語弊がある。誰と取引するのか把握するためにも、事前に報告をしてもらうということだ。

石井委員： 議論の概要②「子会社等を経由させることについて」は、水産物部から意見があったということだが、青果部でも内々に行われている。これに対しては買参権を持っている子

会社に物を売るので仕方がないという答えだったが、水産物部もそれで納得しているのか？

事務局： 水産物部に対しては10日の市場取引委員会で諮る。この資料についてはまだ説明していないが、同じ様に委員会で審議した結果、ご了解いただけるかどうかというところだ。

石井委員： 子会社を通すという抜け道が現状もあるが、これから増えていくのはいかがなものか。報告をして新しい相手と取引をするという話以前に、子会社を通した場合には報告義務はない。それが第三者販売かどうかはわからないが、その場合には法律的には問題ないということか。

事務局： ここについては前回、水産物部の議論の場で、スポット的に売るのであれば買参を通してはどうか、という意見が出た。それを受けて卸からは、取引相手のことを考えると買参や子会社を通すというのは簡単にできることではない、安易に抜け道を使うという事はしない、という趣旨の話を聞いた。青果の方ではそういう現状があるような話を石井委員からお聞きしたが、いまの制度の中で取引をしている以上は、規制するのは難しい。

石井委員： 分かった。

三村会長： 報告に対し審査はしないという事だが、基本的には、売り先や商品を透明化するという趣旨。何が起きているかわからないという事態は防ぐことができると思うが、どうか。

石井委員： それは分かる。

三村会長： 子会社を通すことに関しては、卸の立場としても、そんなにイージーにやるものではない、という判断でよいか。

事務局： よい。度が過ぎるようであれば考えていくが、そうでないことを前提に進めていきたい。

三村会長： その他に意見はあるか？

高力副会長： 今の話の中で、取引予定者としての報告があった場合には、それを開示するという事で良いか？

事務局： その前提で考えている。仲卸の側から、事前にどういった所と取引をするのか等を確認したいという要望がある。市が把握するとともに仲卸等々の皆さんに開示するため、とご理解いただきたい。

三村会長： 卸の側からも、そのための負担がなるべく増えないよう、工夫をお願いしたいという要望が出ている。また、市場制度をこれから整備するうえでも、そのような情報を整理し、オープンにしていくべきだと思う。石井委員、よろしいか。

石井委員： よい。

三村会長： せりに参加できる者の承認制度の導入についても、これでよいか。

一 同： 異議なし。

三村会長： それでは、今のところについてはそれぞれの疑問・不安がおありになるということを前提にしながら、制度の整備を慎重にお願いしたい。

事務局： 承知した。

< 商物一致の原則について >

石井委員： 直送について、卸は「そんなことはない」というかもしれないが、特定の産地や特定の品物が全部直送で持っていかれてしまうという事も想定されるのではないかと？

事務局： 理論上はあり得る。

石井委員： 事後報告で売上高割使用料を払わせるだけでなく、数量規制はしないのか？

事務局： 数量規制は難しいが、仲卸や小売り業者が危惧する所が場内に荷が集まらないのではないかと、という点であることは承知している。直送に関する報告の中で極端なものがあった場合に、卸売業者としての役割を果たしていないと見受けられるようであれば指導する。

石井委員： 結構だ。

三村会長： 有力な産地は条件の良い市場へ移っていくなど、卸売市場間の競争も激しいので、場内事業者の信頼関係を深めて協力して行ってほしい。何より、荷の確保については、市も含め市場全体として取り組まないと、欲しい商品が調達できないのではないかと。

福留委員： われわれ卸としては集荷量を増やしたいので、もちろん場内で買っただけなのであれば、それは集める。それに加えて場外でも売れるところがあれば、それだけたくさん集荷できるようになるので、集荷力を高める上でこれを使っていきたい。決して場内をおろそかにするつもりはない。

三村会長： 卸の立場からすれば、場外についても売上高割使用料の報告等をお願いするという部分で負担が増えるが、これについてはご了解いただいているという事で良いか。

後藤委員： 現況のところは承知している。生鮮食料品の中での業務加工率が60%を超えている時代に、加工メーカーや漬物屋等に低コストで届けるためには、市場へ卸して運賃を払わせてお客さんのところへ届けるより、直送した方がよいと考える。産地側がそういう契約型の取引を求めている場合には、卸側も対応していかないといけない。横浜は商物分離を認めていないとなると、我々の近くにいる加工業者も食料品メーカーも横浜より東京の市場と取引しようとなる。その辺りは直送にきちんと対応していかないと、生きていけないということもある。

三村会長： 横浜の市場の競争力を高める方向の中で、この制度を使っていただきたい。見直しの方針については今後も課題が生じるとは思うが、一応これで承認いただいたという事で良いか。

一 同： 異議なし。

<直荷引きの禁止について>

三村会長： 全体として柔軟に対応するような方向性となっており、特に反対意見はなかったようだが、この点について如何か？

後藤委員： 取引が自由化になるのは良いことだが、対象は仲卸だけでよいのか？例えば、昨今の輸入青果物に関して、外国の業者の中には卸売市場の機能を認識していない方々がいるのが実態だ。小口配送をしながら、卸を通さない商品を小売店に供給しているというのが場内で散見される。他の市場でも、市場の機能を理解しない方々はおり、10件小売店があればともに10件回るよりも市場に持ち込んで小分けした方が早いという考え方を。そういう自分たちがうまく使えるところは使っていこうという方々に対抗するためにも、仲卸業者に特定せず、表現を変えるべきだと思う。

事務局： 「直荷引きの禁止」という点からすると、基本的には仲卸業者に対して向けられたものなので、そのように記載している。今おっしゃった取引について、そういった現状があるという事は認識しないといけないが、ここで論点になっている「直荷の禁止」についてはどうか。

後藤委員： 「仲卸の直荷引き」という表現にすると少し違う観点になってしまうかもしれないが、そもそも市場を使っているのに、卸も仲卸も通さずに直接小売りしている業者がいる。そういう者を規制しなくても良いのか。東京の市場でも同じことが問題になっている。

鈴木委員： 場内で売買する許可を持っていない者が、勝手に荷物を持ってきて、いきなり小売り屋に売っているという事か？

後藤委員： そうだ。卸や仲卸は規制されるが、そういった規制のない人たちは、夜中に自分の荷物を持っていけば市場が配送先に分けてくれるという仕組みを悪用するのではないか。

高力副会長： その部分は、先ほど第三者販売の議論に出た、取引予定者の事前報告という所でチェックされるべきではないのか？

石井委員： 後藤委員の言う業者が、売買参加者の資格を持っているかどうかには依るのではないか。持っているのであれば、「仲卸の」という表現を「卸以外の」とすればよい。買参権も何も持っていないのにここで商売しているのであれば、別の法律で取り締まらなければならない。

事務局： 現行の規定でも、無許可営業の禁止（84条）の規定がある。場内でやっているなら退去を命ずることができる。

後藤委員： これは直荷引きと似たような案件ではないか。

福留委員： 売る方にも買う方にも問題がある。今話しているのは売る方を規制するという事だが、買う方に対しても、卸・仲卸以外から買う行為をどう捉えるかは重要ではないか。

後藤委員： この市場でやる以上は、最終的に、売上高割使用料のような規制を設けていかないといけないのではないかな。

石井委員： 規制を設けるより市場内でそういうことをしてはいけないというルールにすればよいし、そういう法律があるなら、提示してあげればよいのではないかな。問題は、買参人をどう規制するか。「小分けしているだけだ」と言われれば、そういう逃げ道もできてしまう。まずは場内で売買する資格があるかどうかで分けてはどうか。

後藤委員： それは現状の話であって、新しい条例になったら削除されるのでは？根本的な所は残るのか？

石井委員： それは残るだろう。

三村会長： 従来規制を自由化という方向ではあるが、市場機能の本来的なところがそのように歪められているとしたら、そこは逆にきちんと働きかけていくべきでは。

事務局： 市場機能を阻害する要因に対しては、今後の条例にも規制を残さざるを得ない。実際どういう方々がそういう事をしているのかという話にはなってくるが。

三村会長： 直荷引きについては、報告や仕入れ高割りというルールを入れて自由化する。今おっしゃったように、本来許されていない取引が増えてくるのではないかなという懸念に対しては、市場の機能が守られているか、別の場でチェックしていく必要があるのではないかな。

事務局： おっしゃる通りだ。そういう現状があることを承知したうえで、開設者がもっと指導するようにという意味であると理解した。

<せり物品について>

三村会長： 1号2号を統合して、2区分にするという事で前回から異論はないようだが良いかな。

一 同： 異議なし。

石井委員： 議論する話ではないが、先日申し上げたように中身の問題だ。市にきちんと監視してもらいたい。

事務局： 承知した。

<部類及び取扱品目について>

一 同： 異議なし。

<自己買受の禁止・市場外販売の禁止・決済条件について>

一 同： 異議なし。

三村会長： 本件については事務局案のとおりとすることを本委員会の結論とする。ただし市場機

能の強化と整備については色々と提案等があったので、今後取り組んでいただくことを委員会からの要望とする。

事務局： 今回諮問した方針は、青果部だけでなく水産物部、鳥卵部も対象となる。来週6月10日に開催される水産物部・鳥卵部市場取引委員会で大幅な修正がなければ、次回7月に予定されている委員会を開催することなく、会長一任の上で答申を頂戴するということがよいか。

一 同： 異議なし。

三村会長： 考え方自体に変更がなければそれでよいと考える。

事務局： では、先ほど審議した内容を以て本委員会の答申とする方向で、以降事務を進めさせていただきます。